

減災対策の具体案に対する委員からの提案

分類	目的	基本方針 (本文記載内容)	流域委員会からの具体案	委員から提案のあった推進方策と事例		
				推進方策	事 例	
1 避難	水害前	(1) 住民リスク認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害リスクの普及啓発</li> <li>・河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実を関係機関や地域住民と連携して推進する。</li> <li>・流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図で示される浸水深を街中にポールや自治体掲示板横など街区単位程度で細かく表示する。</li> <li>・河川防災ステーションは水防活動の拠点となり、通常時も一般の利用が行なわれ、河川を軸とした文化活動の拠点として、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域に整備すべきである。</li> </ul>	<p>【中川委員】</p> <p>1 堤防(川)際と堤防から離れた街区ではリスクは同じではない リスクの差を示す必要がある(示し方の例:浸水深、流速、区域指定等)。</p> <p>2 内水+外水を視野に入れる ハザードマップにある外水情報だけでは足りない。堤防から越水(または決壊)するほどの状況においては、すでに内水は排除不能になっている。例えば30cm以上浸水している可能性が非常に高いと思われ、その時点ですでに高齢者・女性・子供の徒歩での避難は困難である。</p> <p>3 複数河川の氾濫想定 尼崎市での猪名川+武庫川、西宮市での小川+武庫川は同時氾濫は想定しておくべきである。</p> <p>4 非住民・外出中への対応 ハザード情報の周知先は住民のみでは足りない。実際に、非住民や外出中に被害に遭遇している旨の報告がある。町に詳しくない人がいる前提で検討する必要がある。(例:街中や駅、公共施設での掲示の強化は必要)</p>	
					<p>【田村委員】</p> <p>5 ハザードマップ ・住民自ら、ハザードマップをもとにまちの再点検や課題の明確化に取り組む必要がある。 ・行政はハザードマップ等の情報を丁寧に説明する責任がある。また今後の情報公開時の精度(例えばハザードマップの浸水深)に課題がある。</p>	
					<p>【岡田委員】</p> <p>6 防災訓練(疑似体験) ・中高生にも社会・体育の総合授業で現場(川原その他)での土嚢づくりの実習等を組み入れることが考えられる。 ・プールを利用した水流のある状態での歩行訓練が考えられる。 ・視聴覚に訴えた啓蒙運動をすること(映画・DVD・個人的な体験を聞く等)が考えられる。</p>	
		(2) 避難方法住民理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難方法の普及啓発</li> <li>・流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の命は自分で守るための工夫が重要であり、近隣コミュニティの共助のあり方をとらえ直し、具体的な実践目標を持つ必要がある。また速やかな避難が最大の防御であることを十分に理解する必要がある。</li> <li>・形式的知識を生活者としての具体的知識に置き換えるためには、過去の災害から学ぶ「防災文化ワークショップ」が極めて有効である。</li> </ul>		

分類	目的	基本方針 (本文記載内容)	流域委員会からの具体案	委員から提案のあった推進方策と事例		
				推進方策	事 例	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実に関係機関や地域住民と連携して推進する。</li> <li>流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域にとって必要不可欠な災害防止、減災対策をわかりやすく伝え、総合的かつ効果的な対策を伝え実践していく仕組みが必要である。</li> <li>住宅やマンション、公共公益施設、学校、病院等の立地状況に応じた街区やコミュニティ単位での避難場所を確保する。</li> </ul>			
	(3) 住まい方の転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族レベルの目標を持つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助に基づく減災対策の促進に向けた啓発を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自助、共助」の精神に則り、自分の命は自分で守るための工夫が重要である。また近隣コミュニティの「共助」のあり方を基本的にとらえ直し、具体的な実践目標を家庭レベルでも持つ必要がある。</li> </ul>		
水害時	(4) 避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断情報の整理</li> <li>避難場所の確保・住民への情報伝達経路の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実に関係機関や地域住民と連携して推進する。</li> <li>水防情報の充実等による水防活動との連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達システムは、豪雨時において確実に伝達できるように構築する。</li> <li>計画高水位(HWL)を堤防や高水敷にラインで示す。</li> <li>限られた条件の中で効率的な水防活動を展開し、河川施設を守り、さらには流域住民を手際よく避難誘導するかが重要である。</li> </ul>	<p>【田村委員】</p> <p>7 災害時における高齢者や障害者をふくめた共助対応が必要と考える。</p> <p>8 近隣の中高層マンションや高い公的施設との一時避難連携、協定などの対策が必要と考える。</p>	→「東園田地区避難マップ」 ・第2回検討会:資料4参照
	(5) 水防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>確実に効率的な水防活動の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防情報の充実等による水防活動との連携の強化</li> <li>流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた条件の中で効率的な水防活動を展開し、河川施設を守り、さらには流域住民を手際よく避難誘導するかが重要である。</li> <li>河川防災ステーションは水防活動の拠点となり、通常時も一般の利用が行なわれ、河川を軸とした文化活動の拠点として、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域に整備すべきである。</li> </ul>	<p>【岡田委員】</p> <p>9 避難場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の設定は市単位だけでなく、隣接する市域との共有が必要で、ハザードマップもこの点を考慮して作成することも必要と思われる。また尼崎・伊丹市では武庫川だけでなく猪名川の影響も一緒に考える必要がある。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実に関係機関や地域住民と連携して推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防上重要な箇所の見直しは河川工事の進捗にあわせて洪水期前までに随時見直し、現場に意味のある情報とする。</li> </ul>			

分類	目的	基本方針 (本文記載内容)	流域委員会からの具体案	委員から提案のあった推進方策と事例	
				推進方策	事 例
2 氾濫域での土地利用の規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度的な規制・誘導による減災対策の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画と連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。</li> <li>既往洪水の実績等被災形態も踏まえ、地域住民の土地利用の自発的な転換を促す。</li> </ul>	<p>① 浸水危険度の高い地区については、密集市街地に対する再開発事業のような制度を整備し、一定の条件のもとに再開発や区画整理手法により街区単位の耐水化を促進する必要がある。 例えば住宅市街地基盤整備事業(注1)など他事業予算を積極的に活用することを検討すべきである。</p> <p>(注1): 居住環境基盤施設整備: 道路、下水道及び河川(通常の国庫補助事業の採択基準に該当しないもの。)、多目的広場、公開空地、通路、立体遊歩道、人工地盤、防災関連施設、立体駐車場、高齢者歩行支援施設、景観配慮型調整池、植栽・緑化施設、電線等の地下埋設などの整備が可能</p>		
			<p>② 浸水想定区域情報を元に、甚大な被害が想定される区域については、都市計画として被害の軽減化と防災のための施策を早急に検討すべきである。 例えば浸水深2m以上の地域に対し、①「甚大浸水被害危険区域(注1)」等の設定により、当該区域においては建築行為や開発行為を許可しない、また、②安全な区域への移転を勧告するなどの措置も必要であろう。さらには、③河川行政と都市行政の協力のもと地盤嵩上げや補助スーパー堤防事業(IV章2節(6)参照)の導入なども視野に入れた対策が必要である。</p> <p>(注1): 「甚大浸水被害危険区域」: 例えば一般的な住宅の階高が約3mであることから、浸水想定区域のうち浸水深が2～3m以上の被害が生じると想定される区域を指定する等が考えられる。</p>	<p>【中川委員】</p> <p>10 電気設備等の嵩上げ化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源設備等の水没を防止するために嵩上げ</li> <li>重点防御施設の嵩上げ化の助成(病院、高齢者福祉施設等)</li> </ul> <p>11 中小企業への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業向け減災対策研修を実施し、ハザード情報、取りうる対策(助成制度等を含めて)を、説明する(できれば無料開催)。</li> </ul> <p>12 堤防際の戸建て住宅の更新抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川河川敷緑地内、および、緑地から10m程度の地域内での新築建築物の規制</li> <li>堤防際の戸建て住宅の建築規制へ(30年後)</li> </ul> <p>13 建築協定や地区計画制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの協定や制度に減災の具体的対応を含めることで、実質的な規制を推進できる可能性がある。ただし、主体は基礎自治体や地域住民であり合意が前提となる施策であることから、県は促進を強く促す施策を創設する。 -協定や地区計画の減災のための改訂(新設含む)への専門家派遣等支援制度 -上記改訂による規制導入後の新改築に県の補助制度(新設)の適用</li> </ul> <p>14 重要施設の重点対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ場: ポンプ停止の条件と避難対応の整合性、浸水防止策の考え方の整理が必要。その他、ポンプ施設の落雷対応(電源回路二重化)。</li> <li>病院: 中核病院の機能停止は出来る限り防ぐ。特に電気設備の耐水化必須。これら施設への耐水化については、補助制度も創設。</li> <li>高齢者福祉施設: 避難が困難。施設内避難で対応できるような対策が必要。電気設備の耐水化重要。</li> </ul>	<p>→ 草津市建築物の浸水対策に関する条例 ・参考資料1 P1～2</p> <p>→ 西宮市: 兵庫医科大学(2～3m)、西宮市立中央病院(～0.5m)等 尼崎市: 県立尼崎病院(0.5～1m)、関西労災病院(1～2m)等</p> <p>○ 一関市災害危険区域に関する条例 ・参考資料1 P3～4</p>

分類	目的	基本方針 (本文記載内容)	流域委員会からの具体案	委員から提案のあった推進方策と事例	
				推進方策	事 例
				<p>【田村委員】</p> <p>15 市街化区域及び用途地域指定区域内の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域縁辺部の浸水常襲地域では市街化調整区域への編入等も検討する必要がある。</li> <li>浸水被害の状況や今後の解消見込がないところでは新たな住宅等の立地を抑制するため建築基準法にもとづく災害危険区域の指定等土地利用規制についても検討が必要である。</li> </ul> <p>16 都市計画区域市街化調整区域または用途無指定区域の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三田市や篠山市、神戸市北部、宝塚市北部のような市街化調整区域では一部浸水深が2～3mの地域がある。このような場所は今後市街化区域への編入や用途指定を行わない、また住居用途に対する建築制限をかけるなどの対策が必要と考える。</li> <li>浸水被害の状況や今後の解消見込がないところでは新たな住宅等の立地を抑制するため建築基準法にもとづく災害危険区域の指定等土地利用規制についても検討が必要である。</li> </ul>	
			③ 逃げなくてもよい住宅づくり。住宅建築にあたり一階部分をピロティや車庫として計画し非常時に2階以上の階にスムーズに移動できるような耐水建築化を促進する。例えば行政においてもこれらの整備に公的補助や税の減免が受けられる制度や法律を早急に検討する必要がある。	<p>【中川委員】</p> <p>17 耐水化建築の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸建て住宅の地盤嵩上げや床面嵩上げによる固定資産税減免、資金利子補給、信用貸付保証制度</li> <li>戸建て住宅の3階化の促進(上記、固定資産税減免等)</li> <li>戸建て住宅から中低層マンション(3階以上)等への誘導</li> <li>嵩上げ低層マンションの促進と認定(上記、固定資産税減免等)</li> </ul> <p>1.0～2.0m浸水深が広がっている地域で、再開発的に新築されるマンションに近傍の1次避難機能を担ってもらう。</p>	→ 資金利子補給金: 碧南市 ・参考資料1 P5参照 信用貸付保証制度: 高浜市 ・参考資料1 P6参照
				<p>【田村委員】</p> <p>18 耐水建築化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2m以上の浸水深が想定される地区は建て替えに合わせた耐水化建築、隣接地と合わせた共同建て替えによる中層住宅建築、宅地盤の嵩上げ、人工地盤造成等である。</li> <li>第1種低層住居専用地域では第1種高度地区(高さ10m以下)が適用される場合が普通で3階建て住宅は高さ制限により建築困難である。</li> </ul> <p>19 都市計画規制内容と浸水想定との不整合地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3階建てピロティ建築を可能にする用途変更や現行用途のまま地区計画等による緩和措置が必要である。(しかし地区計画はこれまで水害等は考慮しておらず、また現行基準より規制強化を行い良好な住環境を維持促進することが目的で適用されることが一般的であったため現状での緩和措置は困難)</li> <li>具体的方法としては、①第1種高度地区(10m)を第2種高度地区(15m等)に変更する②一度用途地域を第1種中高層住居専用地域等に指定替えしそのうえで戸建て住宅用途に限定する地区計画をかけるといったことが考えられる。その第一歩として都市計画マスタープランの見直し時期に合わせ地区のまちづくり将来像を位置づけ、行政サイドで都市計画の見直しを行うことになる。</li> </ul>	→ 宝塚市向月町および鶴の荘地区の一部(浸水深2m～5m未満、第一種低層住居専用地域) ・資料5-3: 田村委員意見書参照

分類	目的	基本方針 (本文記載内容)	流域委員会からの具体案	委員から提案のあった推進方策と事例	
				推進方策	事 例
			④ 河床(現行河床、あるいは整備計画河床)より地盤高が低くなる地域においては超過洪水時には大きな被害が予想されるため、これらの区域を明確にし、宅地利用の見直し、建築規制、建築の耐水化策を含め早急に検討し対応策の実施が必要である。	<b>【中川委員】</b> <b>20 浸水深のある地域での地下室の建築抑止</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例による禁止、条例化できるまでは建築指導で止水板等の設置指導。</li> <li>・ 地下部分の一定面積の除外優遇などがある場合にはそれらの適用を外す。</li> </ul> <b>21 水害への配慮のない建売分譲住宅の抑止(建築許可時の厳格化)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西宮・尼崎両市とも市自身が中低層マンション等高度利用の方向に強力に誘導してはどうか。</li> </ul> <b>22 土地取引の誘導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不動産取引時にハザード情報等を告知義務化(重要事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>-項目:浸水深、流速、災害(浸水)履歴(過去50年程度?)、建物浸水歴</li> </ul> </li> <li>・ 根拠法として条例整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>-条例整備までの間:関連団体に協力を依頼</li> </ul> </li> <li>・ 業界団体にハザード情報提供説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>-団体:(社)兵庫県宅地建物取引業協会、(社)全日本不動産協会兵庫本部</li> </ul> </li> </ul>	
3 流出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流出抑制対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種の開発事業等と連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。</li> <li>・ 各戸貯留等と同様に付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。</li> <li>・ 開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図る。</li> </ul>	⑤ まちづくりからは、都市開発や宅地開発に対する適切な開発規制と雨水流出抑制のための指導や規制が必要である。 例えば都市計画の整備開発保全の方針の中に河川を一体として捉え、河川への流出抑制に寄与する施策や水害に対する防災や減災のための対策を明記すべきである。また、都市行政と河川行政が共通の課題として取り組むべき事項、一体事業として実施すべき事項などを重点施策として記述することも必要である。	<b>【中川委員】</b> <b>23 生産緑地転用時の対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (西宮市、尼崎市内にも生産緑地は多数存在する) 将来的な転用時(市への買取り申出を含む)、住宅地化なら雨水貯留施設の設置の誘導・促進。</li> </ul>	
			⑥ 一定規模以下の開発に免除されている調整池設置の義務化や治水施設としての恒久化に向け指導要領及び技術基準の改正を行うべきである。	<b>【中川委員】</b> <b>24 防災調整池設置要綱の改訂</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災調整池設置要綱の改訂 現行要綱の第5条に「整備計画」または「流域整備計画」の適用を明記する。</li> <li>・ 「武庫川流域整備計画」での規制 「整備計画」または「流域整備計画」で具体的な規制内容を検討、明記する。</li> <li>・ 防災調整池設置要綱の本格改訂(30年後達成) 猪名川や武庫川のみの限定的適用ではなく、全県で適用するように改訂する。</li> </ul>	
			⑦ 宝塚新都市(仮称)計画、北摂三田第2テクノパーク計画など流域内の大規模開発計画については、未だ明確な方針が出されていない。長期間未利用地として放置、留保されるのであれば、少しでも武庫川への流出抑制を図る土地として活用するなど創意工夫をすべきである。		

分類	目的	基本方針 (本文記載内容)	流域委員会からの具体案	委員から提案のあった推進方策と事例	
				推進方策	事 例
			⑧ 沿川の浸水危険区域を見極めた上で、この区域内において公共施設、ビル、工場、マンション等の新設時など土地利用が変化するタイミングでの多目的遊水地、地下調節池等の設置促進を制度的に組み入れる。 例えば建築確認申請時の指導等を検討する必要がある。	【中川委員】 25 生産緑地転用時の対応 ・(西宮市、尼崎市市内にも生産緑地は多数存在する) 将来的な転用時(市への買取り申出を含む)、住宅地化なら雨水貯留施設の設置の誘導・促進。	
4 堤防強化	・越水による堤防決壊の防止	・技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組む。	⑨ 河川の整備レベルを超える洪水によって堤防越流が起こっても、堤防強化によって少なくとも「堤防の決壊」だけは防いで、致命的な被害にならないようにしなければならない。		
その他				【中川委員】 26 成長する減災の仕組みづくり ・減災対策自体が成長していく仕組みを今回の整備計画で組み込んでおきたい。武庫川流域の減災を実質的にチェックし検討する場を設けPDCAサイクルがまわせるように(planにフィードバック)する。  27 減災対策による目標の数値化(可視化) ・減災対策は現実的で具体性がなければならない(リアリティの必要性)。減災対策を数値化(可視化)することは十分に可能だと考える。  28 中山間地と市街地の被害相違 ・市街地と死亡要因が異なる中山間地(篠山、三田)での死者発生防止対策も強化すべき。	